

## 平成28年度第2回我孫子市個人情報保護審議会 会議概要

- 1 日 時 平成28年11月1日（火曜日）  
午前9時30分から午前10時33分まで
- 2 場 所 我孫子市役所 議事堂 第一委員会室
- 3 出席者  
委 員 遠藤昭委員（会長）、原田耕平委員（副会長）、関根秀子委員、  
内藤潤委員、湯沢秀昭委員、高橋英俊委員  
  
事務局 川村総務部次長、磯岡文書情報管理課長、高橋主査長、  
段林主査、増田主査、宮澤主任主事  
  
説明員 国保年金課：山田課長、松本主査長、大阿久主任  
高齢者支援課：森課長、佐々木主任  
子ども相談課：三澤課長、宮路主任
- 4 欠席者 田部井彩委員
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人 1人
- 7 会議に付した諮問事項  
個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項について  
（1）国保年金課及び高齢者支援課の案件（1件）  
（2）子ども相談課の案件（1件）
- 8 議事内容  
（1） 開会 午前9時30分

磯岡課長：皆さんおはようございます。本日は、お足元の悪い中、個人情報保護審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。初めに会議に先立ち事務局を代表しまして、総務部次長の川村より御挨拶させていただきたいと思います。

（この後、川村次長が挨拶）

(次長挨拶に引き続き、事務局から留意事項等の説明並びに委員及び事務局職員の紹介)

(2) 諮問事項についての審議

遠藤会長：それでは、平成28年度第2回我孫子市個人情報保護審議会を開催いたします。

まず事務局から今日の審議事項、概略を説明ください。

(この後、事務局より議題について説明)

遠藤会長：それでは一番目の案件について、国保年金課、高齢者支援課から御説明をお願いします。まず皆さんの御紹介をお願いします。

(山田課長による職員紹介の後、大阿久主任より諮問内容を説明)

遠藤会長：御説明ありがとうございました。さて、これから審議に入りますけれども、委員の皆様、質問御意見等がありましたら順番にお願いします。

遠藤会長：はい、内藤委員。

内藤委員：質問ですが、まずこの納付額確認業務、いわゆる現状についてお聞きしたいのですが、年末調整のために早く知りたいという方が、この方達は電話で口頭で答えているだけなのか、確認書を個別送付しているのか、それはどちらなのでしょう。

大阿久主任：基本的には納付確認書を郵送して出すようにしています。といいますのは本人確認の問題がありますので、なるべく住民登録のある住所に送ることにより回答させていただいています。

内藤委員：そうすると、電話での回答はしていないということですね。

大阿久主任：全く無いかというとそうではなく、保険証の番号を確認するなど相当の本人確認をした上で、口頭で回答することもあります。

内藤委員：年末調整のために早く知りたいという方はその年に限らず毎年そういう方はいらっしゃると思うので、そもそも通知書を早めにお出しするというやり方が取れないのでしょうか。

大阿久主任：12月31日までに納付した金額を申告に使うこととなります

ので、実際は12月31日以降、更に金融機関からの収納の連絡があった後でないと正確な金額はお伝えすることはできません。そういうことなので、実際にお客様等から問合せがあった時に12月31日までに「あなたが納付したいと思っている金額はいくらですか」ということを個別にお伺いした上で、それを予定額として含めて納付確認書を出すようにしています。年が明ける前に一律に通知を送ることは難しいという状況があります。

内藤委員：そうしますと個別に問合せをされている方は、もしかすると事前に送った確認書と実際の納付額が異なる可能性があるわけですか。

大阿久主任：あります。

内藤委員：それはもうやむを得ないという判断なんですね。

大阿久主任：やむを得ません。あとは税務署や当市でも課税課等でももちろん不正があればそういった調査する者がおりますので、そういった対応になってくるかと思えます。

内藤委員：そういう対応ができるので、一般の保険会社は大体前もって、一応年末までこういった形でお支払いいただければ見込み額としてこれくらいですよと早目に出しているのではないですか。そういう対応というのは今後検討する余地はありますか。

松本主査長：実は滞納されている方もいらっしゃる訳で、過去のものをお支払いしてもその年度であれば、その次の年度で控除できる訳ですけど、滞納されている方がちゃんと納めてくれるかどうか予測することが非常に難しい方も中にはいらっしゃいますので、今現在は滞納者の方も含めまして完全に納付された状態を1月になって確認して、1月中に発送するという形を取っていますので、滞納者の納付見込額と申しますか、そこはちょっと難しいところが実はあります。

内藤委員：あと一点。今回関係する部署で情報を共有化する、ワンストップを目指すということですが、そうなると、もしこれが実際に動き出すといわゆる保険に関連するようなものは、どこの部署に問合せても全てその担当部署で回答していただくと、そういう理解でよろしいですか。

大阿久主任：はい、そのように考えています。

内藤委員：以上です。

遠藤会長：はい、湯沢委員いかがですか。

湯沢委員：私は、こういう税金の関係とかよく分からないのですが、市に対して市民が問合せをする、自分の納めた額を知りたいというのはこの項目だけですか。他にまだ保険料以外の所で何か確認したいと思っている金額があればそれも一緒と思ったんですが、特にそれが無いのであればこれ一本で良いのかと思います。

山田課長：徴収金で目的が今回は年末調整だったり、確定申告ということであれば市で取り扱っている社会保険料控除に使えるデータというのはこの3つと考えています。

湯沢委員：はい、ありがとうございます。

遠藤会長：関根委員はいかがですか。

関根委員：まず年末調整、確定申告で必要な情報というのはその年に支払った金額が確認できればと思って、その部分だけの情報の共有であるかというのが一つ。後はマイナンバーで管理されるようになっていくに当たって二面性が出てこないのかというところをちょっと教えていただければと思います。

山田課長：今回の情報については、一応マイナンバーについては見られない形になっていて、それぞれの突合は考えていないです。当然3担当から出てくる情報というのは、その年に払った金額を合計したものと考えています。

遠藤会長：大丈夫ですか。

関根委員：窓口はそれぞれの課が全て回答できるということですか。

山田課長：結局今までですと、高齢者支援課の方で出していた通知であったり、それには当然介護保険しか載らないし、うちの方で出したものについては保険税担当のものしか載らなかったりしたものが、今度は社会保険料控除といった形であれば、例えば高齢者支援課で受ければ国保の税金が納まっていればそれがいくらという部分を載せたものをお渡しすることができると考えます。

関根委員：非常に、申告漏れがかなり多かったと思うので、これは、私は賛成です。

遠藤会長：原田委員いかがですか。

原田委員：いま納税に関しては説明いただきまして、よく分かりました。情報管理の方で何か、これだけの個人情報ですのでシステムを使うことになると思うのですが、その管理についての何か対応策というのは考えてらっしゃいますか。

山田課長：システムに関してですが、システムを動かすにはパスワードとカードを使って対応していますし、それに誰が操作して何を出したかという履歴も全て残りますので、自分では対応しているものと考えております。

原田委員：各部署では、ほとんど全員の方が見ることができる端末になっているのでしょうか。

山田課長：いま言った3担当のみの端末に限られます。

遠藤会長：よろしいですか。

原田委員：ありがとうございました。

遠藤会長：高橋委員、何かございますか。

高橋委員：私も一番最初に気になった疑問なんですが、担当する課以外にもデータを見るという形なので、その端末を見た人誰が、という履歴が残るかというところがちょっと気になっていたもので、今お話を聞いてそれは納得しましたけれど。あと一点、最初毎年1月に1年間に納付した額を記載した通知書、それは1枚にまとめたものですか。

山田課長：圧着式のハガキ状のものです。

高橋委員：各課で別に。

山田課長：3担当全てのものです。

高橋委員：その時のデータはどこが集めているのですか。

山田課長：それはシステムを総括するところで取りまとめたハガキを作ってもらって各部署で確認しています。

高橋委員：作ってもらったものを確認しているということですか。

遠藤会長：取りまとめるのはどこなんですか。

山田課長：文書情報管理課の電算担当になります。

遠藤会長：端的に言うと、該当する時にはそれを利用するということですか。

山田課長：年1回出したものに関してはハガキ状のものですが、失くしてしまった方等に関しては、また別のA4の様式のものを出しています。それをまとめて出したいというのが今回の内容となります。

遠藤会長：ですが元々の3つの情報を集めたものはある部署が持っているわけですね。

山田課長：そうですね、はい。

遠藤会長：通知を出すわけですからね。

山田課長：1月に、通知を出す時に作成していただいています。

遠藤会長：出すわけですからね。それを利用するという事なんですかね。

山田課長：結局は同じものを利用するという形になります。

遠藤会長：改めて個別のこの3つの課で相互に利用し合うというより、一旦まとめられたものをそこから利用するという話とは違うんですか。

山田課長：1月にはまとまるんですけど、その前にも出すということと、各それぞれの部署で問合せに応じたいということが今回お伺いした案件です。

松本主査長：ハガキについては確かに3部署のものが載るんですけども、各担当の所については、圧着されていて国保であれば国保の分しか分からないんですね。介護の方はどうなっているのか、それから後期の方はどうなっているのか分からないんです。圧着された完成品でできてきますので、それを一斉に送付して、利用する方が開けると3つ見られると。ですから

問合せがあっても私たちも国保の料金しか分からないというのが現状です。

遠藤会長：私が聞いているのは、3部署の相互に利用し合うとって情報を共有化すると、「改めて」というよりはどこかの部署で共有化している情報を持っている訳じゃないですか。通知を出す段階では集めている訳ですから。そこからもらってくるという方が余程早いような気がするんですが。

大阿久主任：実際は3担当で使っているシステムは同じシステムなんです。同じCOKAS-R/ADIIというNECのシステムを使っています。ただ3課それぞれ権限が、アクセス制御が掛かっていて相互には見られないように今はなっているということです。サーバーを管理している文書情報管理課では当然データとしては持っている訳ですから、それを統合して、年に1度、バッチ処理と呼んでいますけれども、全納税義務者のデータを一括抽出して、印刷するという業務を行っているということです。データとしてまとまっているといえれば既にまとまっています。サーバーは1つ、同じサーバーに全部データが乗っている訳ですから。ただ、そこにアクセスする権限が3課自分の分しか見られないようになっていますので、そこを相互に収納情報に関しては見られるようにしたいということです。

湯沢委員：よろしいですか。文書情報管理課が全部のデータを持っているということなのですが、そこはタイムリーに最新の情報が分かる状態になっているのでしょうか。それとも1月に作成するときだけしか分からないのでしょうか。

大阿久主任：文書情報管理課の職員もアカウントまでは持っていないので、直接見ることはできません。年に一度の特別なデータの抽出だけが行えるようになっていますけれども、逐次見られる権限は持っていません。

湯沢委員：問合せにタイムリーに答えられるような環境にはないということですか。

内藤委員：そうすると逆に言うとこれを共有化することによって3課においては、いわゆるライブデータも最新のものを常にいつでも見られるという状態に置くということになる訳ですね。

大阿久主任：それはそうですね。

内藤委員：そうですね。

遠藤会長：質問ですが、紛失したため再交付を希望するという人に確認書を個別送付するということですが、全部紛失したという人と1つだけ紛失したとかそういうのはあるんですか。

大阿久主任：一斉にお出ししているハガキは3科目全て載った状態のハガキになっていますので、全部紛失になります。

遠藤会長：全部紛失。

大阿久主任：はい。現状はそうすると3カ所に電話していただくしかなく、非常に御不便をお掛けしているところです。

遠藤会長：そういうことですか。

関根委員：よろしいですか。

遠藤会長：はい、どうぞ。

関根委員：先ほどお話した、必要なのは今年で言えば平成28年の支払った金額だけだと思いますので、その情報だけが共有できるものであれば私は非常に画期的だと思うのですが、先ほどお話したように、いつでも支払い状況が確認できるというものとは、ちょっと目的が違うのかなという気がするのですけども。

遠藤会長：その点はいかがですか。

大阿久主任：ライブと言えばそうですが、最新の収納情報に基づいて納付額をお知らせしたいものですから、最新の情報を見られる必要にあると考えます。何しろ年の途中で話しするわけですから最新の情報が必要になります。

関根委員：多分、年末調整の時に早めに知りたいという方に関してはそういうことだと思うので情報として共有して必要だということは非常によく分かるんですが、それ以上の情報を聞かれた時に回答ができないという状況になっていけばいいのかなと思っています。ここに書いてあるそれ以外の情報を聞かれることが出てくるのかなと思ったので、申告に必要な部分、今回の目的に必要な部分だけであればそれは非常に必要性があると思っています。



大阿久主任：それに関しては、課税の情報は見るできないようになって  
いるわけです。例えば介護保険担当として把握している所得の情報であ  
るとかというのは他では見ることはできませんので、基本的には収納情報に  
特化して、払っているか払っていないか事実だけが分かるような形の情報  
しか見られないようになっています。

内藤委員：いいですか。

遠藤会長：はい。

内藤委員：一応念のため、外部からのアクセスはないですよ。

大阿久主任：ありません。

内藤委員：あとはシステムの業者、メンテナンス上こういった情報が集約さ  
れるとそこから漏れるという可能性もありますので、その点も大丈夫です  
よね。

大阿久主任：そこは我孫子市の個人情報の契約上、もちろんマイナンバーを  
含む情報も扱っている訳ですから、市のルールにのっとって管理されてい  
ます。

遠藤会長：そろそろよろしいですか、委員の皆様。では、議決したいと思  
います。この件について、賛成の方、挙手をお願いします。

各委員：(全員(5名)挙手)

遠藤会長：全員一致で承認されました。御苦勞様でした。

(説明員の入替え)

遠藤会長：それでは2件目の諮問事項について審議いたします。子ども相談  
課から御説明をお願いします。まず、自己紹介をお願いします。

(説明員の自己紹介の後、三澤課長より諮問内容を説明)

遠藤会長：委員の皆様、御質問御意見等がありましたらお願いします。高橋  
委員いかがでしょうか。

高橋委員：情報を共有するという事は非常に大事だと思うんですけど、情報が1つの所で滞っていて必要な所に行かないことによって、いろんな事件が起きるといふこともありますので、それを共有するという事は私は賛成なんですけど、今度は情報が洩れて当事者の方に伝わってしまうとかえって隠されてしまう形になるんですよね。ですから情報を渡した時に、渡した後の管理、民生委員が何人いるか分かりませんが、管理の仕方、渡した後のデータの管理はどうするのか。民生委員の御家庭に置くことになると思うんですけど、その後家族が見たりする可能性もあると思うので、その辺はどういうふうに対応するのかと思います。

三澤課長：まず民生委員の人数ですが、本来、我孫子市であれば186人が定員になります。現時点では欠員がおりまして173名の方が民生委員となっています。民生委員に情報を提供した場合の管理につきましては、民生委員本人が厚生労働大臣から委嘱を受けてやっている方になりますので、きちんと民生委員の法律に基づいた形で個人情報について管理していただくと、それは仮に自分の家族であっても見せてはいけないものになりますので、そこは当然、我々の方の配付の段階できちんと民生委員の方にもお伝えしたいと思っています。

高橋委員：民生委員たちは研修みたいなものはやっているのでしょうか。個人情報保護とか。

三澤課長：民生委員の中で月に1回、定例会というものを開いてまして、その際に子ども相談課の方で必要に応じて出向いて行ったりして、そのなかで個人情報などの取扱いについて話をしたりすることはありますが、独自で具体的にやっているかと言われてしまうと、ちょっと今の段階ではお答えできないです。申し訳ないですが把握しておりません。

高橋委員：提供するところに相談の内容とあるんですけど、具体的に色々なものが出てくると思うのですが、基本的には全部渡すようになるのでしょうか。

三澤課長：我々の方で把握している情報に関しては、現に虐待の疑いがある、例えば近隣から泣き声通報などがあつたりという場合、それから学校の方からちょっと気を付けてもらいたいキズやアザがあつたということで、我々に一報連絡があつて把握している場合など様々です。その中で個々によって違いますけれども、どのような所が一番心配な所でしょうか。

高橋委員：データが伝わる時に、伝え方によって異なって伝わってしまう時

があるのかなど。要はニュアンスだとかそういったものがあって、そうすると本来こういうことなんだけれども、少しぶれて伝わってしまうとかえってまずいのかなというのがありますし。

三澤課長：まず、その点で気を付けないといけないのは、おっしゃるとおり間違っただけの情報を伝えないということ。それでいてその情報を提供したことによって、その方が色メガネで見てしまっただけとはいけないということ。そうではなくてあくまでもその家庭が虐待の可能性はある、あるいはその要素を持っているというところについて把握しておいていただきたいという部分でお伝えしようと思っています。肝心なのは当然民生委員はその地区におりますので、自分の知っている方がその対象者である場合もあるんですね、その場合その方から逆恨みを受けてしまうこともありますので、そこは民生委員が中心になってやるのではなく、我々子ども相談課に必ず連絡をいただき、実際に動くのは我々が動きます。民生委員の方にはそういった自分が危険にさらされたりするとか、嫌な思いをするとか危険を感じる事が無いように十分配慮させていただいて、地域の中で見守っていただいて、虐待の危険があるという場合は、その段階で仮にその情報が場合によって間違っているかもしれませんが、その確認は我々がしたいと思っています。少なからずいろんな所から情報を拾って集めていかないと、実際に早期に発見をする、未然に防ぐということに繋がっていかないと、実態がありますので、そこに少しでも今回情報提供することによって、今よりもさらに強化できると考えています。

高橋委員：あと一点、情報は民生委員全員に渡るものですか。関係する方だけに渡すのですか。

三澤課長：基本的には民生委員だけになります。

高橋委員：担当地区は、例えば我孫子地区の事件に関して布佐地区の民生委員も知っている形になるのですか。

三澤課長：一応、地区ごとにお渡しています。自分の地区の方の情報を渡すという形を取っています。

高橋委員：地区以外の方は全然分からないということですね。

三澤課長：基本的にはそうです。ただ、場合によってはその地区に子どもはいるけれども他の地区の学校に行っているという場合には情報を提供する場合があります。

高橋委員：またがった場合とか、例えば住んでいる所と学校の近くと。

三澤課長：そうですね。そういった場合にはお互いに情報を出さないと十分とは言えないので、そこはケースの状況によって対処していきたいと思います。

高橋委員：以上です。

遠藤会長：原田委員いかがでしょうか。

原田委員：一つだけ。今の話と関係があるんですが、子ども相談課で相談を受ける場合、電話それから面談というんでしょうか、あるいは訪問ということがあろうと思うんですが、いろんなケースがあって、まずその情報を正確に捉えていくということが一番大事だと思うんですが、その辺のことについてはどんなふうに進めていらっしゃるんでしょうか。

三澤課長：まず今、御質問のとおり、子ども相談課は子どもに関するあらゆる相談を受け付けていますというような形で対応しています。その中で電話での相談もあれば来所によって相談をするという方もいますし、場合によっては民生委員の方から「こういった方から相談があって、子ども相談課のことを紹介してあるから、連絡が入るかもしれないので、その時は対応してください」と言われる場合もあります。そこにつきましては、私たちの方でも当然「聞く」という側のスタンスで被支援者の方たちを第一に考えて、その方の状況に合った形で、まずはその方の本当に思っているところを引き出すという形で対応しています。間違った情報をいただかないようにするために場合によっては、訪問していただいた際に聞いた話を再度また電話によって確認させていただく、あるいは訪問で確認をさせていただく。場合によっては相談者の方の同意を得たうえで子どもの学校だとか、保育園、幼稚園に所属していれば、そちらにも「確認していいですか」と了解を取ってなるべく確認をするようにして、その事実がどこまで本当で、どれが本当で、そうじゃないのか、というところまで判断はその都度つけていくこととなります。1回の相談で終わる場合もあれば、それが継続される場合もありますし、そこは個々によってその方の状況に合った対応をしているというところです。

原田委員：はい、ありがとうございました。

遠藤会長：関根委員いかがですか。

関根委員：子どもの虐待を防止するという意味で、情報を共有することによって子どもの虐待が未然に防げるというようなことが本当に可能であれば非常に必要性があると感じて聞かせていただいていたんですけど、ただ一点だけ、一覧を紙に印刷したものを渡すということが私一個人として、紙はどこに行ってしまうか分からないので、非常にそこが引っかかるところです。他のどういう方法がいいかというのは私の方では分からないのですが、そこだけもうちょっと検討の余地があるのかなと感じています。

遠藤会長：エクセルか何かを使って作った一覧表ですか。

三澤課長：こちらの方の紙は、虐待の対象となる方を、その地区ごとに一覧表にしてそれを渡すことを今イメージしています。その管理ですが、当然お渡しをするのですが、民生委員が持ち歩くというよりは、どこかに保管しておいていただいて必要に応じて見るという形になります。その保管は、場合によっては年2回、一応、それをお配りする予定なので、例えば7月に渡したものは2月の時に回収させていただくような形で、それを仮に紛失なりした場合、直ちに届を出していただいくわけですが、それは無いものだという形をお願いするしかないと思っています。そこが心配だということであれば、中には主任児童委員が各地区2名いますので、その主任児童委員が持つようにして地区の民生委員に説明するという形にすれば配る枚数は少なくて済みますし、主任児童委員が管理することになりますのでその辺のリスクは少なくなると思います。

関根委員：でも配ってしまえばいくらでもコピーはできますし、管理は民生委員の責任においてということですが、そこだけが気になるので、管理の方は徹底していただければと思います。

三澤課長：はい。

遠藤会長：内藤委員いかがですか。

内藤委員：まず一点目ですが、今まではこういった形で情報共有されてきたのですか。

三澤課長：今までは、虐待の場合には重症度判定を必ず行います。いわゆる生命の危険ありですとか、かなり重度の虐待という場合には、特に我々の方で判断して、このケースは命に危険がある、あるいは重たい場合には、その地区の民生委員さんに直接説明に行っていました。この地区のこの方

がこういった状況で児童相談所が関わっている。我々ももちろん関わっているのだけれども、何かあればすぐに連絡をくださいという形で、いわゆる重症度が高い方に関してはお願いしていました。個人の命を守るということに該当すると思われるので。

内藤委員：そうすると、今回提供数としては163件とありますけれども、それ全てが、かなり重症な状況の方ばかりではないんですよね。

三澤課長：そのとおりです。子ども相談課として今現在管理しているという方については、いつ、その方が現時点においては重症度としては軽いかもしれない。それが場合によっては明日あさって、生命の危険があるという状況になるかもしれないという方たちになるのです。そこを少しでも早く情報として受け取って、子どもの命を守っていきたいということです。

内藤委員：すると年2回ですと半年空くわけで、そういった緊急性の高い案件に十分追従できないような気がするんですが。

三澤課長：年2回は定期的なものになります。最初7月に配った段階でその方の状況がある意味危険度が増しているという場合には、当然、子ども相談課で担当のケースワーカーも付いて把握をしているケースになるんですね。その場合にはその状況をすぐに民生委員にお伝えすることになります。そういう対応をしていきます。

内藤委員：一応、定期的、定型的なものは年2回でということですか。

三澤課長：はい。

内藤委員：はい、分かりました。

遠藤会長：ちなみに9月30日時点での163件の内に先ほどの言葉でいう重症ですか重大案件ですか、そのおそれがあるというのはどの位あるんですか。

宮路主任：生命の危険があると判断する一番位の重いケースについては、2ケースになります。

遠藤会長：2ケース。

三澤課長：生命の危険がありといった場合には、子ども相談課だけの範ちゅ

うでは難しいという場合がありますので、必ず児童相談所にも入っていただき緊急的な一時保護も行わなければいけないという形になります。

遠藤会長：湯沢委員いかがでしょうか。

湯沢委員：そういう生命の危険ということになると、警察との連携ということも出てくるのでしょうか。

三澤課長：はい、出てきます。警察の方にも虐待の情報について、我々から情報提供しています。今ですと子どもの前で行われる夫婦げんかも心理的虐待の1つにカウントされます。警察に夫婦げんかの通報が入ると必ず警察から児童相談所に連絡が行くようになっています。そこで児童相談所が確認に行くということになっていて、警察、児童相談所、市役所、場合によっては病院と連携します。今年度も病院から1件、虐待の連絡があつて警察に介入していただいて逃がしたというケースもありました。我々の方と関係する機関、学校も含めてですけれども、連携を取って対応しているのが現状となっています。

遠藤会長：湯沢委員よろしいですか。それでは私から一点。元々、子ども相談課に来る相談というのは、どういう関係の人からが多いのか、念のため参考までに教えていただけますか。

三澤課長：子ども相談課のいわゆる相談経路ですが、児童相談所からが一番多いです。今年度は50件位来ています。その次が市の健康づくり支援課の保健センターからのいわゆる幼児担当からの通報です。

遠藤会長：それはアザとか何かですか。

三澤課長：具体的には、お母さんが精神的な疾患を持っていて子どもの養育・監護がきちんとできるかどうか不安だとか、場合によっては子どもの家庭を訪問した時にお母さんから子どもを育てる自信がないとか、心配があるという場合でも子ども相談課に情報としていただいています。保育所からの場合には、子どもの身体に傷だとかアザがあるだとか。これは学校からも同様にあります。それと近隣の方からの通報、これはいわゆる泣き声通報ですね。夏場などは網戸にすることも多いので件数は増えるんですけど、いつも聞こえているような泣き声なんだけれども、今日はちょっと酷いとか、場合によっては泣き声が大分続いているなという場合にも通報をいただいています。通報があつた場合には子ども相談課では48時間以内に子どもの安否を確認するというところで、48時間以内の訪問を実施し

ています。その際には当然通報者が特定されてはいけませんので、その住所付近の子どものいる家全てを当たらせていただいて、「通報者の方からこんな通報があったんだけど、子どもさんはいませんか」とあえて時間をかけて10件ほど当たらせていただいて、特定されないようにしています。通報経路としては当然児童相談所が一番多いですが、市内に住んでいる住民の方たち、それから関係機関からの相談もやはり多くなっています。

遠藤会長：もう一点お聞きしたいのは、提供時期の7月、2月というのは何か会議でもあるんですか。

三澤課長：民生委員との定期的な情報交換を子ども相談課と行っているのが2月、7月となります。せっかくの機会なのでそこを利用して皆さんに情報を提供し、それが虐待の防止の強化に繋がっていくのであれば、そこを活用していきたいと考えています。

遠藤会長：分かりました。関根委員からもありましたように、紙で一覧表を渡すとなると、紙が独り歩きをしてしまう心配があると。結局は民生委員なり代表として渡すかもしれない児童委員の方の管理責任の問題になっていくと思うんですけども、ちょっとそここのところは気にはなりますよね、確かにね。

宮路主任：今までは紙で渡すのではなく口頭で伝えることがありました。おっしゃる通り捉え方によっては内容が変わっていったり、必要以上に心配を与えてしまう場合もありました。相談内容の所が主訴です。お子さんを守れなくて何が問題なのかなという部分を要約して書いてあるものを相談内容として取り上げて渡していきます。そこが、ぶれないで我々も地域もみんな、その子を守っていこうという共通認識のツールとして使えればと思っています。やはり、出す情報が、数字ではなく客観的に誰が見ても同じというのではなく、捉え方によってはぶれるところがあるのは仕方がないものではあるのですが、その取扱いについては定期的な情報交換を重ねながら支援方針がぶれないように、また漏れていかないように、我々の方でそのあり方について、支援者の方々と一緒に情報を守っていきたいと思います。

遠藤会長：分かりました。関根委員それでよろしいでしょうか。

関根委員：はい。

遠藤会長：皆さん他にご意見は。はい、どうぞ湯沢委員。



湯沢委員：今のデータの提供方法、紙でというのは私もやはり気になっていて、例えばなんですけどエクセルなどにパスワードを掛けて渡して、パスワードだけは口頭で伝えるとか、万一紛失してもパスワードを知らなければ開けられないわけで、紙に比べると情報漏えいのリスクは少し小さくなるのかなと感じはするんですが、そうはいつでも民生委員の方々全てがパソコンを持っているとは限らなかつたりと色々あるかと思う訳ですね。例えばPDFにパスワードを掛けるとか、PDFであればパソコンなりスマホでも今は見られると思うんで、何も紙で絶対いくと決めずに他にももう少し情報漏えいのリスクの少ない提供方法はないかということも検討していただければと思います。

三澤課長：今この場で回答を、こうしますとは言えませんが、そこにつきましては、民生委員の各地区に会長さんがいますので、この審議会の場でこういった御意見をいただいたということをお伝えさせていただき、少なからず個人情報漏れないような形をどうしたらいいかということをお話しながら行っていきたく思います。いかがでしょうか。

遠藤会長：先ほどの湯沢委員の話の前提事実ですが、民生委員の方というのはパソコンを使える人使えない人の割合はどの位ですか。感覚として、そういう統計は取ったことないと思いますが。

三澤課長：そうですね。ただ民生委員の方、高齢の方が多いので。

遠藤会長：分かります。

三澤課長：そうなるとうまく使える方もいらっしゃいますけれども全員が全員というわけには多分いかないのでは。

遠藤会長：やっぱりそうですね。

三澤課長：湯沢委員からのお話もあったように、よりセキュリティとして強固なものについては十分配慮していかないと認識しています。

遠藤会長：分かりました。それでは担当部署である子ども相談課には民生委員と協議してもらったり、民生委員に管理を厳重にするよう言うていただくというような対策を取っていただくことを条件ではないですが、そういうことがあるということを含んで採決したいと思っております。賛成の委員の方、挙手をお願いします。

各委員：(全員(5名)挙手)

遠藤会長：はい、全員一致で承認されました。御苦労様でした。では、その点は十分御検討お願いします。

三澤課長：はい。ありがとうございました。

遠藤会長：それでは、諮問事項の審議は終わりました。では、平成28年度第2回個人情報保護審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(5) 閉会 午前10時33分

(以上)